

鳥取県米子児童相談所長 様

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する

第三者評価

報告書

(令和7年度11月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で鳥取県米子児童相談所一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2024年度こども家庭庁調査研究事業「【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

67項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表）等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) 会計年度任用職員ヒアリング
- (6) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (7) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (8) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

| 評価ランク | 評価基準 |
|-------|---|
| S | 優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態 |
| A | 適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 |
| B | 取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態 |
| C | 重点的に改善が求められる、または実施されていない |

— 目次 —

| | |
|--|----|
| 一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法 | 1 |
| 目次 | 3 |
| 総評 | |
| 総評 | 4 |
| 第Ⅰ部 こども本位の支援 | 10 |
| 第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制 | 13 |
| 第Ⅲ部 一時保護施設における支援 | 15 |
| 第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営 | 17 |
| アンケート結果 | |
| こどもアンケート結果 | 19 |

総評

(2025年7月2日(水)～3日(木) 実地調査実施分)

総 評

【施設の概要】

- 人口約 53.1 万人の鳥取県には児童相談所が 3 か所あり、各児童相談所（以下「児相」とする）に一時保護施設（以下「一保」とする）が併設されています。鳥取県米子児童相談所（以下「米子児相」とする）は管轄人口約 22.2 万人で一時保護施設（以下「米子一保」とする）の定員は 8 人です。
- 米子一保の部屋数は 6 室で男女別となっており、それぞれ個室（ベッド）2 室と定員 2 名の居室（畳）が 1 室です。
- 2023（令和 5）年度に米子一保で一時保護した子どもの延べ日数は 2,522 人で 1 日平均 6.9 人、一時保護した実人数は 409 人で、平均の保護期間は 6.2 日です。
- 現在の職員体制について、一時保護施設の専任職員は課長 1 名、係長 2 名（うち 1 名は欠員）、児童指導員 2 名ですが、ほかに日勤の会計年度任用職員で心理学を学んだ“判定保護指導員”1 名、同じく社会福祉学や心理学を学んだ“一時保護指導員”2 名、主に夜間や休日に子ども対応で勤務する会計年度任用職員の“一時保護支援員”10 名（欠員あり）です。
- 米子一保の職員は、社会福祉職、心理職、保育士、保健師、事務職で構成されており、それぞれが専門性が求められる業務を担当しています。
- 宿直は正規職員 1 名と一時保護支援員 1 名の 2 名で行われます。一時保護課の現員 4 名では回らないため、米子児相の相談部門や他機関の社会福祉職も宿直勤務に従事しています。

【評価すべき点】

- 米子一保の取り組みはおおむね適切に行われており、質の高い支援が行われていました。
- 数年前の米子一保内での被措置児童等虐待事案を受け、県全体で一保の支援の質の向上真摯に改善に取り組んでいることが確認できました。
- 「質の高い支援」を支えている要因として、いくつか考えられます。
 - ① 管轄人口が少ないにもかかわらず各児相に一保が設置されている
 - ② 一保職員のうち一時保護支援員を除く職員は、すべて専門職である
 - ③ 一保職員だけでなく、鳥取県社会福祉部門は社会福祉職が担っており、その結果、本庁を含めて「居心地の良い施設」「子どもの個別要求に応じた支援」「在籍校登校」等、職員も行政も“子どもの権利擁護”を重視した対応が行われている
 - ④ 一保職員の事務室は児童福祉司や児童心理司（以下「福祉司等」とする）と同じ部屋であるため、情報共有がしやすい構造である

- ⑤ 児相内の児童福祉システムが共有されているだけでなく、携帯電話で公用アプリ（Logo チャット）が活用でき、状況の変化がリアルタイムで共有される結果、緊急保護等への対応が事前に可能になっている
- ⑥ 6室の居室に対して1日当たりの保護人数は約7名であり、おおむね個室として使用されている
- ⑦ 子どもの平均入所期間は約7日であり、中には長期の子もいるが、短期間でのアセスメントやレスパイトを目的とした一時保護が多いため、おおむね短期間の利用となっている

これらについて、全国のすべての一保において可能ではないかもしれませんが、全国のモデルとなる取り組みだと思います。

○ ハード面については、内装に木材が使われ、ゆったりとした温かな雰囲気となっています。居室はきょうだい児以外は原則個室であり、平日昼間に一人になりたい時にはリビングや学習室以外に居室で過ごすことができるなど、開放的な空間です。居室以外には食堂兼用のリビングや学習室があり、平屋の一保の周囲には園庭、別棟には空調完備の体育館も併設されています。また、昼間は一保の玄関は開放されています。これらの環境については、子どもヒアリングでも高い満足感が伝わってきました。

○ 職員は子どもへの個別支援に努めており、通学支援や子どもの要求に応じた時間の過ごし方を共有していました。また福祉司等や本庁、西部総合事務所の福祉専門職による宿直の応援や、職員の増員、設備整備など、県全体として子どもの最善の利益の確保に取り組まれており、「子ども中心の支援」が徹底されていました。

○ 全国的には、一保では子どもの外出を制限するために生活空間を施錠するところが多数ですが、1年半の職員間の議論を経て安全管理マニュアルを見直し、今年4月から一保の児童入口を開放し、職員に声をかければ園庭や体育館へ自由に行けるような仕組みにされています。このことは、子どもの権利擁護や、子どもが主体的に生活することを進める面で評価できます。開錠後の無断外出の頻度は施錠時と同程度であるなど、職員の不安が過剰であったという結果は、一保の開放化に向けた全国のモデルとなる取り組みと評価します。

○ 子どもヒアリングや食事見学において、子どもにとって職員が「相談しやすい」「話しやすい」存在であり、子ども本位の支援が丁寧に行われている様子が感じ取れました。

○ 一保の運営管理については、一時保護課内及び児相全体としてコミュニケーションが円滑に行われており、緊急対応時のLogoチャットを使った情報共有の仕組みも特筆すべきものがあります。また、子どもの日々の行動観察が丁寧に行われ、子どもの行動上の課題の背景にある家族状況や養育環境についても丁寧にアセスメントされており、月に数回開催される観察会議において担当福祉司等との情報共有と意見交換が活発に行われていました。

○ 在籍校通学については、「登校したい／したくない」という子どもの意向を尊重し、登校したいという子どもには、これまで福祉司等が登校支援を行っていました。近年はその福祉司等の負担軽減のため、県が業者委託や会計年度任用職員を雇用して支援を実施しています。県全体で一時保護された子どもの教育権保障と子どもの意向尊重を系統的に担保していることは、全国のモデルとなる取り組みであると評価します。

○ このように子どもの安全を確保しつつ、子どもを信頼し、その主体性を保障する姿勢が現れており、子ども本位の一時保護の理念が浸透していることがわかります。

【課題と思われる点】

○ 最大の課題は、一保に常に子どもがいる状況にもかかわらず、一保の運営に一時保護課職員だけでは対応できないことです。

毎日の宿直に正職員が 1 名従事することは適切ですが、米子一保の正職員は 5 名（欠員のため実質 4 名）しかいません。そのため福祉司等米子児相の職員がおおむね月に 1 回は保護所での宿直勤務をしています。この運用は福祉司等が一時保護児童の様子を知る機会になるメリットもありますが、問題は宿直した翌日も午後 2 時過ぎまで通常業務を担うことです。福祉司等は家庭訪問等で自動車を運転する機会も多いのですが、宿直で睡眠不足のまま乗用車を運転することには危険が伴います。また子どもの立場から見ると、いつも生活を支援している一保職員が夜間休日にいないことはデメリットであると考えます。

○ このように福祉司等が宿直を担わなければ一保の運営が成り立たない現状であり、一保の正職員を 7 名体制にすることが必要だと思えます。しかし増員には時間がかかるかと思われまので、優先事項として、当面は、①欠員の係長の配置を担保する、②正職員 6 人態勢を確保する、③福祉司等の応援職員は宿直明けの勤務という運用を廃止し、宿直明けはすぐに帰宅できるようにすべき、だと思えます。

○ 子どもが一保に入所したときに説明される「子どもの権利ノート」は、今後法改正もふまえて改訂を予定されているとのこと。現状では、被措置児童等虐待や児童福祉審議会への申立てについて具体的に説明していません。親しい大人であっても自分と他者との間には境界線があり、子どもには自分の心と体を守る権利があって、県や児相は子どもの権利を守る義務があるということを明記いただきたいと思えます。

○ 子どもの意見箱である「なんでもそうだん箱」が設置されていますが、集まる意見が少ない状況にあります。子どもヒアリングでは、「意見箱には出さない」などの声もありましたので、意見表明支援の観点からも工夫の余地があると思えます。また、アドボカートの運用にも、工夫の余地があると思われま。他の自治体の先進的な取り組みを参考にしながら児相（県）全体で議論をし、子どもの権利保障をさらに推進されることに期待します。

○ さらに子どもが余暇を過ごす権利、遊ぶ権利（子どもの権利条約 3 1 条）の保障をより進めるために、子どもたちの意見を聞きながら、一保の備品を充実させたり、レクリエーションのバラエティーを増やす努力が求められます。例えば、現在休日に想定されている外出計画ですが、2～3 週に 1 回しか実施できていません。比較的職員が手厚い平日昼間に予定することはできないでしょうか。ご検討をお願いします。

○ 本評価で B としているものの多くは、「できていない」というより「さらに良くするために取り組んでいただきたい点」という思いです。米子一保がさらに良くなり、子ども達にとって安全で楽しく過ごせるためにご検討いただければ幸いです。

| 取組み主体 | 課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等 |
|-------------------|---|
| 職員 | <p>○ 職員ひとりひとりの皆さんが、子どもたちが安心して生活できる一保の施設・運営となるように意識して努力されていることが伺えました。これからも、保護されるまでの厳しい生活の中で傷つけられてきた子どもたちをエンパワーするために、どのような支援が求められるか、子どもの声を聴き、職員の皆さんで話し合いながら検討し続けられることを期待します。</p> <p>○ 厳しい職員体制でも子ども本位の支援を熱意をもって実施しており、他課職員は一時保護課体制を応援するために、相談支援業務を行いながら当直応援に入っています。両課の職員の負担は大きいものがありますので、セルフケアに留意してください。</p> |
| 児童相談所 (一時保護施設) | <p>○ 一時保護課の現体制では、特に夜間休日に他課からの応援が必要な状況であり、いずれの職員にとっても負担の大きい状況にあります。これは一保だけでなく児相がかかわるすべての子どもの支援にも影響を及ぼしかねません。体制整備について本庁との議論が必要な状況です。</p> <p>○ 意見箱やアドボカシー事業など子どもの意見表明支援について、「意見を出した後にならるか」を子どもに対して見える化したり、意見表明カード（アドボケイトと話したい旨を事前に希望するカード）を全員に配付し、記入の有無にかかわらず全員が箱に入れるようにする、等の工夫をすると、より子どもの意見表明への主体性が高まると思います。</p> <p>○ 外国につながる子ども、信仰や性自認等から生活面で特別な配慮が必要となる子どもが入所する場合を想定し、マニュアルの策定や対応を準備することが求められます。</p> |
| 設置自治体 | <p>○ 休日夜間の勤務体制を複数での勤務とし、うち1名を正規職員としていることや、宿直に福祉司等が従事することのメリットもありますが、一時保護課の職員だけで夜間休日も含めた支援体制が組めない状況は、子どもにとっての安心感や支援の継続性の観点からも改善が必要と考えます。夜間休日も含めた体制を整備するため、1名の欠員補充と1名の正規職員の配置（正規職員7名の配置）についての検討が必要と思われます。</p> <p>○ また宿直明けの応援の正規職員が引き続き勤務することは避けられないでしょうか。正規職員は遅番として13：15から勤務を開始し、22：00～6：00は宿直ですが、14：45まで宿直明けとして勤務します。さらに他課からの応援職員は会議や面接等でそのあとの超勤も日常化しています。職員によっては宿直中に十分な睡眠がとれず、翌日の勤務中や車の運転中に睡魔に襲われるなど業務に支障が生じる危険性があります。事前に想定される危険性の回避に取り組む必要はあると思われます。</p> <p>○ アドボケイトの養成や配置調整を県庁の家庭支援課が担っていますが、中立性を考えると利益相反を問われかねません。民間団体等への委託等が必要ではないかと思います。</p> <p>○ 今後の「子どもの権利ノート」の改訂や、アドボカシー事業等の子どもの権利擁護の取り</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>組みについては、法改正の趣旨を踏まえ、子どもや児相職員の意見を反映していただきたいと願います。</p> |
| <p>国</p> | <p>○ 一保を含めた児相の職員確保については、地方部都市部を問わず大変厳しい状況になっており、児相の仕事の魅力発信や職員の処遇改善を含め、各自治体の人材確保に対する支援を強化する必要があります。</p> <p>○ 一保の職員体制、特に夜間の職員配置について、国が主導して具体的な基準を設け、それに見合った予算措置を行うように求めます。</p> <p>○ 一時保護施設設備・運営基準や改正一時保護ガイドラインの趣旨である「子ども中心の支援」や「権利擁護の取り組み」について、施行後の全国のモデル事例を集約し、全国の児相や本庁が共有して前向きに取り組めるよう、情報提供をお願いします。その際には、学習権、遊ぶ権利、充実した余暇を過ごす権利など広範囲について、一保で暮らす子どもが、全国のどの地域においても同等の権利と生活の質が保障されるように体制を整備することが必要と思われます。</p> |

第 I 部 こども本位の支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

○ 米子一保では、ルールを定めるときには「子どもに説明できる（子どもが納得できる）」ことを基準にして開放型一保を目指しています。この「理念・基本方針」をしっかり定めているところは新設一保以外ではと少ないと思われるのですが、実践ができていて高く評価します。

○ 子どもの養育環境として、家庭的な環境であること、きょうだい児以外は個室であり、個室に私物を持ち込むことができること、平日昼間は保護所の施錠を原則撤廃して園庭や体育館に自由に行き来できること、保護後も子どもの日常生活を維持するために通学支援を原則としていることなどは特筆すべきことです。例えば、細かいルールを定めていないことや物理的に安全に外出ができる建物構造となっていること、食事の際にも自由に会話ができる雰囲気を作られていることなどから、全体的に管理的でなく、子どもの自主性を尊重し、子どもの権利や居心地の良さを尊重した姿勢が見受けられました。また、子ども会議を開催するなど、子どもの声を支援に反映させる取組みも見られました。

○ 職員は子ども一人一人の背景やニーズを把握しながら個別支援を丁寧に行っており、相談課の職員と連携を密にして、子どもに対し意向の確認や見通しの説明を適切に行っています。定期的な個別面接をしているわけではありませんが、観察会議ではすべての職員が子どもの声をしっかり聞いていた印象を受けました。さらに現地調査当日も、こども一人に対して職員一人がバドミントンを行うなど、個別支援ができていました。

○ 昨年度、保護所で子ども達が対応困難になった時にも、所内他課や西部総合事務所の福祉専門職の応援、県立施設の協力を得ながら個別対応に努めていたことは、素晴らしいと思います。

○ 保護所内での子どもの暴力行為について、本人自身や他の子どもの安全を守るために行う抑制についても、文書で子どもの状況や職員の対応を記録し、所長まで決裁を取る仕組みは、被措置児童等虐待の防止になると同時に、対応した職員を守る意味でも全国のモデルになる取組みと思われる。

○ 生活空間の施錠について 1 年半をかけて職員で議論し、今年の 4 月から、玄関を含め多くの鍵の撤去を行いました。結果として無断外出件数は以前とほぼ同程度であり、子どものイライラや不満が減少するなど効果がみられました。全国的には施錠を行っている一保が多いなか、閉鎖対応から解放的な支援に移行したプロセスは全国のモデルとなる取組みだと思われる。

【課題と思われる点】

○ こども基本法の下で子どもに対する権利教育が求められていますが、一時保護される子ども達は、それまでの生活の中で当然のように権利の侵害を受けてきたり、自らが権利を持つことを実感できていない場合が多い状況にあります。そのため一時保護の機会に、自らが権利の主体であることを認識するような経験を積むことが、保護解除後の生活における子どもの権利保障のためにも重要です。権利ノートを充実させて子どもにわかりやすく権利のことを教えたり、一時保護中の生活の中で自分たちの意見が聞かれ、それが尊重される経験をできるような保護所の運営の

在り方をさらに検討されることを期待します。

○ なお、子どもの権利ノートは子どもが持つ権利について丁寧に書かれているのですが、子ども自身が児童福祉審議会に意見の申し出ができるようになった仕組みについての説明がありません。子どもの権利ノートの見直しは大変ではありますが、制度改革に合わせた改訂が必要です。

○ アドボキッ特派遣事業として月 2 回、意見表明支援員が訪問されています。しかし米子一保の平均保護期間は 7 日であることに鑑みると保護中にアドボキットに会わない可能性も高く、アドボキットの派遣は週に 1 回は必要と思われる。また一時保護は子ども自身が不安や不満を感じやすく、さらに退所後の生活の場を選択するなど、不安定な時期です。福祉司等による意見表明等措置に伴う面接も行われますが、子どもの意見表明の機会の充実のためにも、アドボキットの週 1 回の活動が望まれます。

○ アドボキットの募集、養成や派遣の調整は県で行われています。しかし保護中の子どもの意向は児相の援助方針と異なる可能性があり、現行の仕組みでは県の利益相反を問われかねません。そのため、県庁組織以外の団体に業務委託をすることが必要と思われる。

○ 意見を表明するのが苦手な子どもたちの意見も支援に反映させられるように、意見箱、アドボキットの配置、運営等についてさらに検討を進められることを提案します。例えば、子どもヒアリングにおいて、「自由時間何もしたくない」「夜おなががすく」といった声が聞かれましたが、職員に伝わっていないような印象がありました。日ごろから子どもの話を聴こうという努力は伺いましたが、多様な子どもの声を聴く複数のチャンネルが必要と思われる。意見箱やアドボキットに表明した意見や意向が、どのように反映されるかが見えないと子どもは不安を感じて意見表明をためらうこともあると思われるので、検討をお願いします。

○ 特に現状ではアドボキットに話した子どもの声は一保にはフィードバックされていません。全国的にも試行錯誤の状態ですが、アドボキットが聴取した子どもの声を支援に反映させる方策について検討することを期待します。

○ こども会議が実施されていることは評価できますが、その頻度が 2 週に 1 度とのことですので、平均在所 7 日間に対して少ないように思われます。職員の勤務体制にも関係するため容易ではないかもしれませんが、ご検討をお願いします。

○ 自己紹介シートは子どもの情報を正確に知るために必要なものと思われるのですが、子どもにとっては答えにくいと思われる質問も見受けられました。その内容や実施利用方法について改めて検討されるとよいと思います。

○ 宗教上の習慣や性的マイノリティへの対応については、居室は個室、トイレや風呂も個別のためハード面では対応可能ですが、「そのような子どもがいる」ことを組織として想定されていないように見えました。今後備え、組織や職員の意識改革が必要と考えます。またハラル認証を受けた食事の提供が必要になる可能性も今後考えられるため、その準備が必要と思われる。

<各評価項目の評価>

| 項目 | 評価項目 | 評価結果 |
|-------|--|----------|
| No.1 | 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか | S |
| No.2 | 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか | S |
| No.3 | 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか | A |
| No.4 | 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか | A |
| No.5 | 個別支援を適切に行っているか | S |
| No.6 | 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか | B |
| No.7 | 子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか | B |
| No.8 | 子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか | B |
| No.9 | 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか | A |
| No.10 | 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか | A |
| No.11 | 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか | A |
| No.12 | 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか | A |
| No.13 | 子どもの援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか | A |
| No.14 | 一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか | A |
| No.15 | 通信、面会等に関する制限は適切か | A |
| No.16 | 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか | S |
| No.17 | 個別対応は適切に行っているか | A |
| No.18 | 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか | A |
| No.19 | 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか | A |
| No.20 | 子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか | A |
| No.21 | 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか | B |
| No.22 | 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか | A |

第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制

総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 米子一保は一時保護施設設備・運営基準を満たしており、家庭的な個室と共有スペースがあり、園庭や体育館に自由に行き来できる開放的な生活環境を適切に整備しています。その結果、全体的に温かみのある家庭的な保護所となっています。
- 米子児相は、児童福祉司、児童心理司、保護所職員、事務職が同じ事務室で勤務するため、情報共有や互いの状況の理解がスムーズです。また多くの職員が保護所の宿直に入ることもあり、一保の状況を共有できています。さらに管理者である一時保護課長や指導教育担当職員である係長を中心に、日々の生活支援の調整や相談課との情報共有が行われており、米子児相が一体となって子どもを支援するチーム対応が適切に行われています。
- 月に数回観察会議が行われており、現地調査では、一時保護課職員と福祉司等がひとりの子どもについて時間をかけて、しっかりと子どもの様子を共有し、子どもの行動の背景にある家族関係や養育環境についても話し合われている様子が伺えました。この連携した支援については特筆すべきだと思います。
- LOGO チャットという携帯アプリでグループチャットのように随時連絡網を作成するため、緊急入所が想定される子どもについては事前に保護所に情報が入り、保護所内での事前準備がスムーズに行われています。
- 2020年に保護所での被措置児童等虐待事案が発生したあと、改善策として夜間帯に正職員1名、会計年度任用職員1名の2名体制となり、原則として男女の職員が勤務するなど、一時保護ガイドラインでの要請をいち早く取り入れています。

【課題と思われる点】

- 一番の課題は一保の運営を一時保護課だけでは対応できないことです。そのため福祉司等が全員、月に1回は保護所で宿直しており、職員の時間外勤務が増える要因となっていると思われます。また、係長の欠員補充がないことにより、特に休日の職員体制について非常に厳しい状態が生じているように見えました。さらに、子どもの視点に立てば、応援勤務の職員の対応では日常の支援をしてくれる職員が常にいる安心感や支援の継続性に課題があります。また応援職員は宿直の後には平常勤務になるため、公用車の運転も求められます。その結果、睡眠不足の職員による事故の危険性はかなり高いことが推察されます。この事態への改善には一時保護課の職員増員が必要ですが、それができるまでの間は宿直明けの職員は帰宅し、継続勤務を禁止するような対応が必要と思われます。
- 職員の専門性の育成については、会計年度任用職員を含め、子どもの行動観察や支援について丁寧な引き継ぎやOJTによって向上が図られています。しかし、ローテーション勤務により研修に参加しにくい構造があります。また、保護児童の発達課題や養育環境は複雑化しており、一保職員として必要な子どものアセスメントや支援スキル、トラウマインフォームドケアなどに特化した研修にも取り組んで行く必要があると思います。現状では研修資料の回覧は行われていますが、少なくとも講義科目はビデオ等で録画し、ローテーションで研修参加が難しい職員も研修受

講が可能となる工夫は必要と思われます。

○ 定員に対して体育館など設備は充実した生活空間ですが、居室のドアは中が覗ける構造になっており、内側からカーテン等で遮ることもできません。子どもの安全確認という点もありますが、居室が一人で使える運用がされていますので、居室内を確認するならドアをノックして開ける等、運用の見直しを検討してください。なお特別区の一保では居室の内鍵は多く取り入れられています。職員のマスターキーで開錠は可能ですが、他児の侵入を防ぐことができ、就寝時の子どもの安心感の増進にも寄与しています。ご検討ください。

<各評価項目の評価>

| 項目 | 評価項目 | 評価結果 |
|-------|--|------|
| No.23 | 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか | A |
| No.24 | 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか | A |
| No.25 | 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか | A |
| No.26 | 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか | B |
| No.27 | 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか | A |
| No.28 | 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか | B |
| No.29 | 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか | B |
| No.30 | 一時保護施設全体がチームとして運営できているか | S |
| No.31 | 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか | S |
| No.32 | 情報管理を適切に行っているか | A |
| No.33 | ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか | A |
| No.34 | 医療機関と適切に連携しているか | A |
| No.35 | 警察等と適切に連携しているか | A |

第Ⅲ部 一時保護施設における支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 全体として、子どもの日常生活が安全で楽しく過ごせるように所内全体で取り組まれています。
- 職員が個々の子どもの話を丁寧に聞いていることは、観察会議の様子で確認されました。また日々の生活においても、できるだけ個別支援に努めていることが窺われます。
- 福祉司からの保護依頼に対して、定員超過や入所児との関係性以外の理由で保護を断ることがないという姿勢は全国モデルとなる取り組みです。その結果、相談課からも「断らない一保」として信頼を得ています。そのことが、保護児童が不穏な状況になった際の協力体制につながっています。
- 以前から保護中の在籍校への登校を推進されていますが、クラブ活動への参加も含め個々の子どもの事情や意向に合わせるため、子どもの送迎を担う会計年度任用職員の付添支援員が配置されていることは、全国モデルとなる取り組みです。
- また一保に学習支援の職員は配置されていませんが、外部の塾と連携して豊富な教材が準備されており、長期入所の子どもには個別支援も行われています。
- 一保職員による丁寧な行動観察と個別ケアが展開されています。観察会議では担当福祉司等と適切に情報共有や意見交換が行われ、所内での支援方針の策定に活かされています。さらには、一保職員が退所先の施設にも出向いて子どもの様子について共有されています。

【課題と思われる点】

- 建物の構造上、仕方がない面はありますが、リビングが食堂と同じ部屋であり、子どもヒアリングでは本や玩具、工作材料などが不足しているとの意見がありました。予算上の制限があるとは思いますが、余暇活動の充実を図っていただきたいと思います。
- 休日における保護中の外出については計画が立てられていますが、実際には月に1回程度です。この件は、子どもも不満のようです。保護所内での生活が続くとストレスも溜まりやすいため、外出頻度を上げる取り組みが必要と思われます。例えば、外出を相対的に職員が多い平日昼間に予定すれば、その頻度を向上させることも考えられます。
- 実際に、障害児の入所は少なく、性的問題行動のある子どもや重大事件にかかる触法少年などの一時保護もこれまでなかったとのことですが、今後の可能性を見据えて、生活環境や支援体制を事前に計画しておくことが望ましいと考えます。
- 特に重大事案への対応の準備はできていないようですが、鳥取県内3児相でそれぞれで準備するのではなく、県内の1カ所でハード面を整備し、県内で重大事件が起こった場合には県として対応することを提案します。
- 私物の持ち込みが原則自由であることは評価しますが、「一時保護のしおり」の中で持ち込みできない物として「化粧品、おもちゃ、マンガ、DVD」があります。これらは「トラブルにならないように」に該当すると推察されますが、「子どもへの説明責任が果たせない制限はできるだけ行わない」方針からすると、少々気になりました。子どもへのヒアリングにおいても、スキンケア用品への制限に不満がみられました。また説明として「校則で禁止されているものはダメ」とい

う説明は十分ではないと考えます。過去に「化粧をしないと人に会えない」と言う中学生にも会いました。さらに学校の校則が人権侵害との議論もあります。一保という生活の場でどこまで私物持ち込みの制限が必要か、検討が必要と思われる。

<各評価項目の評価>

| 項目 | 評価項目 | 評価結果 |
|-------|---|------|
| No.36 | 緊急保護を適切に行っているか | S |
| No.37 | 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか | S |
| No.38 | レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか | B |
| No.39 | 食事を適切に提供しているか | A |
| No.40 | こどもの入浴は適切か | A |
| No.41 | こどもの衣服を適切に提供しているか | A |
| No.42 | こどもの睡眠は適切か | A |
| No.43 | こどもの健康管理を適切に行っているか | A |
| No.44 | こどもの教育・学習支援を適切に行っているか | S |
| No.45 | 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか | A |
| No.46 | 未就学児に対して適切な保育を行っているか | A |
| No.47 | こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか | A |
| No.48 | 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか | A |
| No.49 | 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか | S |
| No.50 | 行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか | A |
| No.51 | 総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか | A |
| No.52 | 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか | A |
| No.53 | 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか | A |
| No.54 | こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか | B |
| No.55 | 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか | A |
| No.56 | 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか | B |
| No.57 | 障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか | B |
| No.58 | 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか | A |
| No.59 | 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか | A |
| No.60 | 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか | A |

第IV部 一時保護施設の管理運営

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 保護所内の生活は「子どもが納得できる説明が行えるか」という子ども目線で運営がなされています。職員の「安全を確保するため（の管理）」ではない子ども視点の支援は高く評価します。
- 一保運営上必要なマニュアルが整備されており、子どもの安全に関する管理運営について適切に取り組まれています。また今年度より生活空間を開錠したことに伴い、安全管理マニュアルの改定も行われていました。さらに、身体拘束対応マニュアルでは、子どもが危険行為をした場合など身体拘束、行動制限を行う場合の要件やその方法を明確にし、後の検証についても定めるなど、子どもの権利に配慮したものとなっています。
- 昨年度に体育館にエアコン 4 台を設置したことで、夏冬でも快適に体育館の使用が可能となったこと、現在は欠員ですが今年度から係長 2 名体制に増員したこと、登校支援のために業者と委託契約をしたり会計年度任用職員である付き添い支援員を雇用したりと、本庁や西部総合事務所福祉保健局の努力により、保護中の子どもの生活の質の向上が図られています。特に体育館の空調機の整備で熱中症対策を行うなど、子どもの行動を制限して安全確保を行うのではなく、一保をよりよい生活環境にする取組みを進められていることは、素晴らしいと思います。

【課題と思われる点】

- マニュアル等は適切に整備されていますが、中には策定から時間が経っていたり、国の通知の変更に対応していないものも見られました。子どもへの支援内容についてさまざまな取組みが行われていますが、その内容をマニュアルに反映させたり、定期的に内容を見直す仕組みも必要であると思われます。
- 例えばマニュアル等については、毎年度見直す箇所がないか、見直しの担当を職員にも振り分けて会議で検討するなど、管理運営に一保職員全員で取り組む工夫が望まれます。
- 保護所は入所児童が常に入れ替わるため、日々子ども達の様子は変わります。しかし現地調査で話を聴くと、米子一保での対応は 3 段階で行われているように思われました。

1 レベル：通常職員体制で対応

2 レベル：個別対応が必要な子どもに常に 1 人の職員がつくための応援として保護所職員の時間外勤務や所内他課から応援が入る

(注) 個別対応が必要な子どもの例：①就学前児童、②性加害児、③暴力的で衝動性が高い子、④その他個別対応が必要と判断される子ども

3 レベル：保護所内で安全が確保されず所全体として対応が必要。場合によっては本庁や西部総合事務所への応援要請を行う

例えば、所長と所内各課の課長でレベルを判定し、レベルに応じた他課の応援を判断してはいかがでしょうか。

そして第Ⅲ部でも指摘しましたが、レベル1，レベル2の段階では原則週に1回は散歩や図書館、社会見学等、外出の機会の確保が必要ではないかと思ます。

<各評価項目の評価>

| 項目 | 評価項目 | 評価結果 |
|-------|--|------|
| No.61 | 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか | A |
| No.62 | こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか | A |
| No.63 | 災害発生時の対応は明確になっているか | A |
| No.64 | 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか | A |
| No.65 | 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか | A |
| No.66 | 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか | A |
| No.67 | 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか | A |

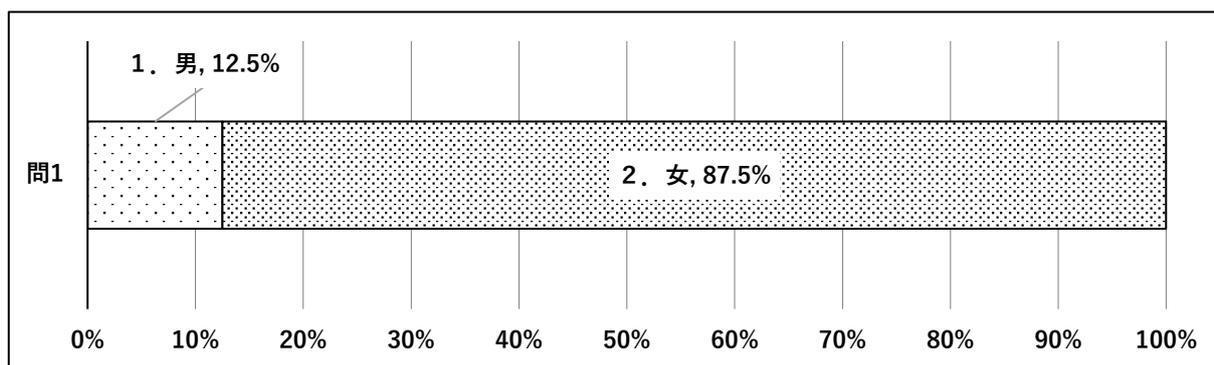
こどもアンケート結果

(2025年5月実施)

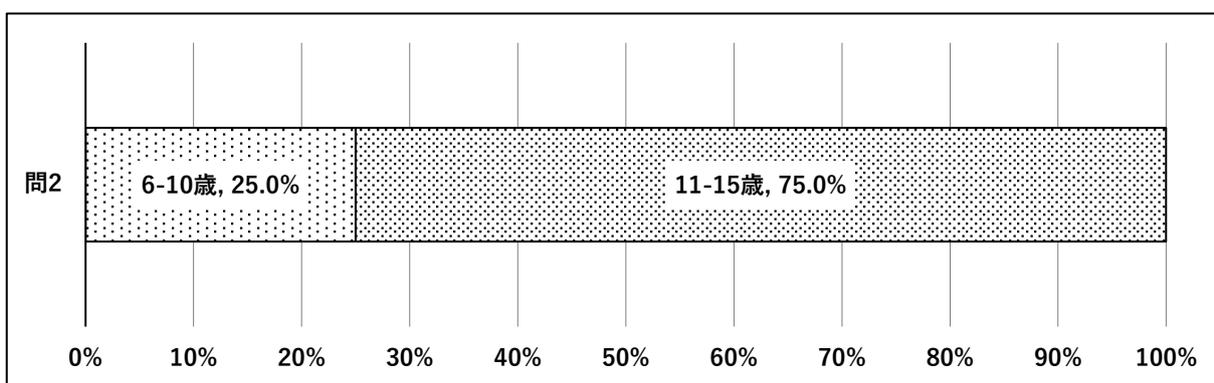
対象：上記期間内に一時保護施設へ入所中の子ども

回答者数：8人

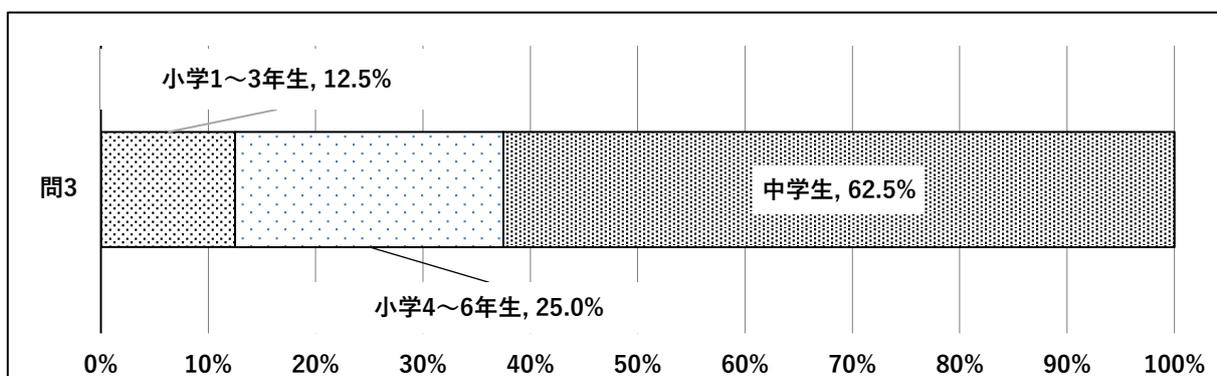
問1 性別は。



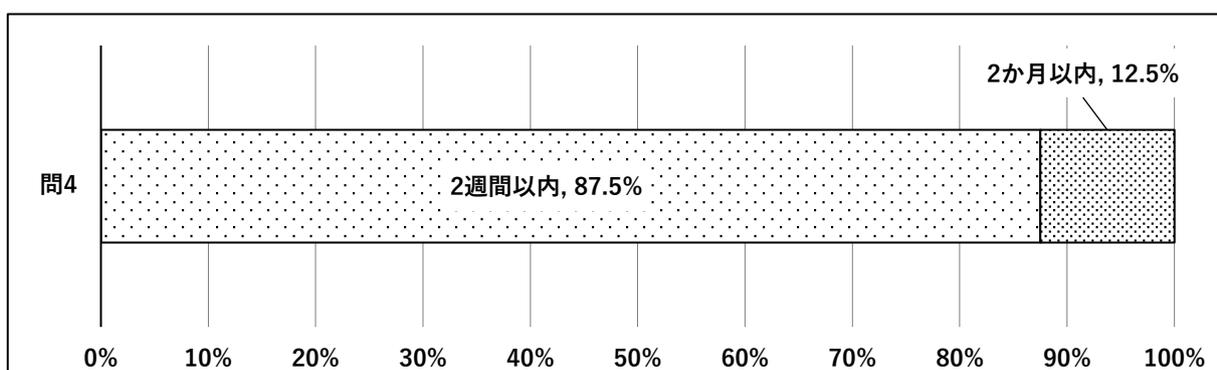
問2 年齢は。



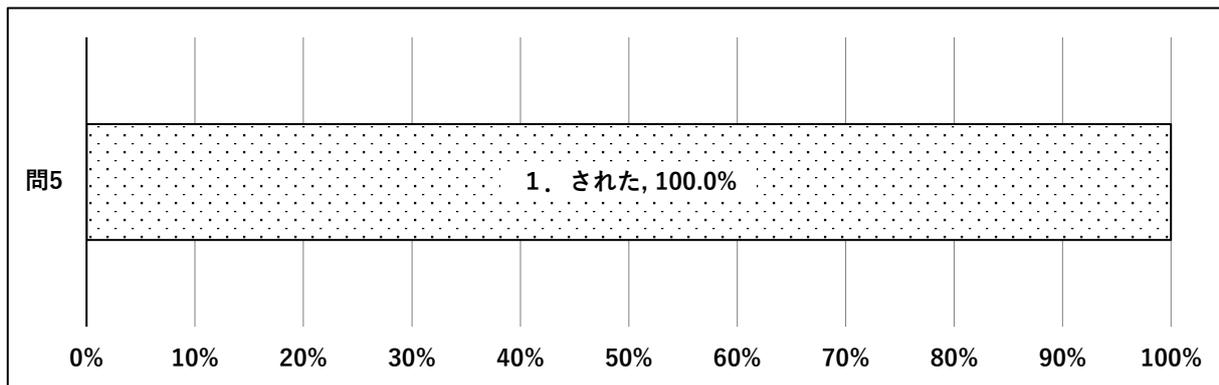
問3 学年は。



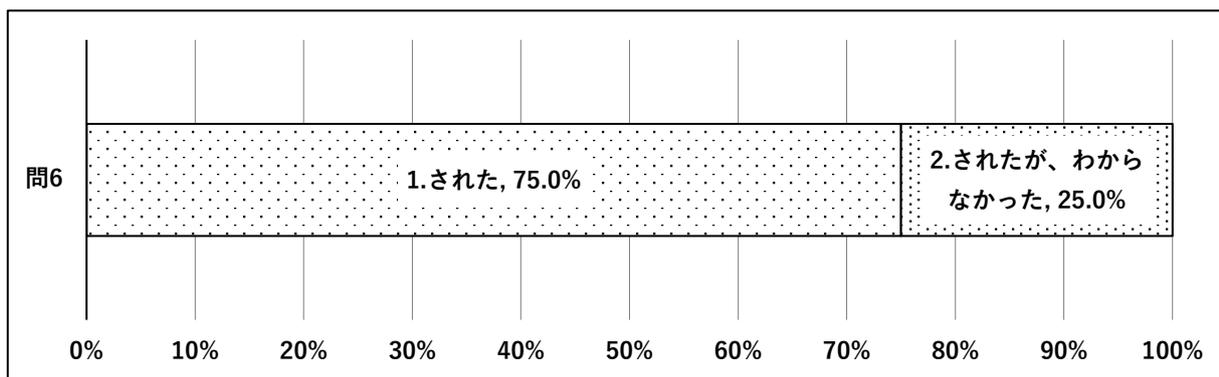
問4 ここ(一時保護施設)に来た日から今日で何日目ですか。



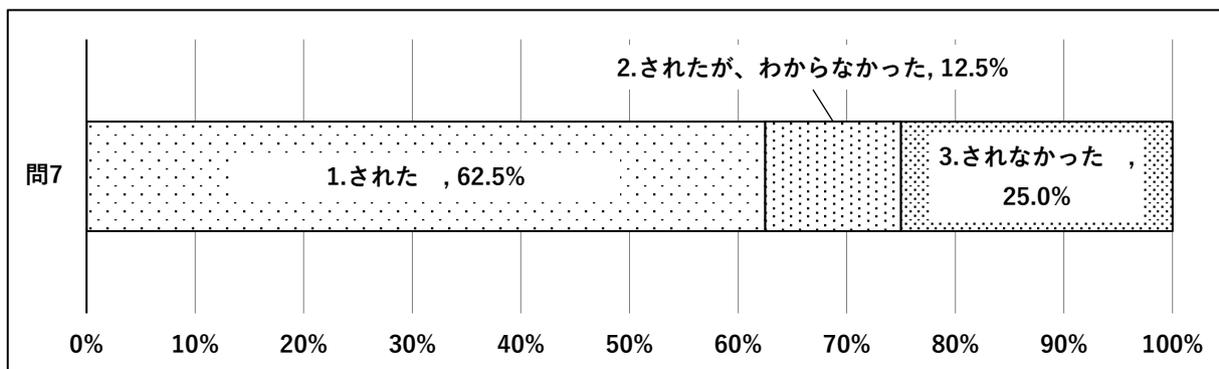
問5 ここに来る前に一時保護施設がどのような所なのか説明されましたか。



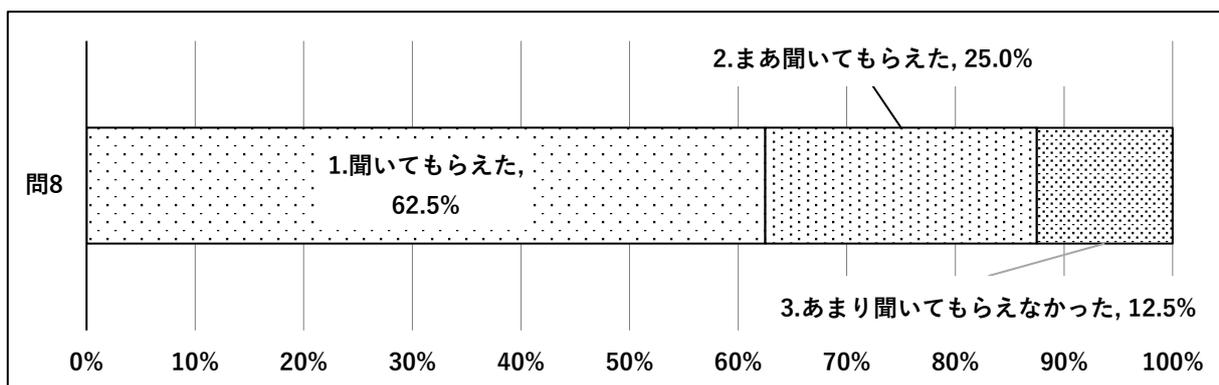
問6 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。



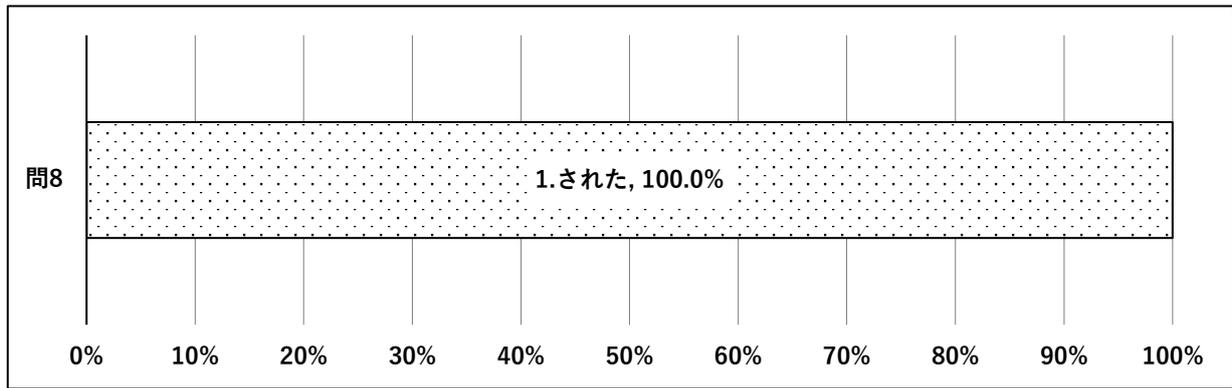
問7 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。



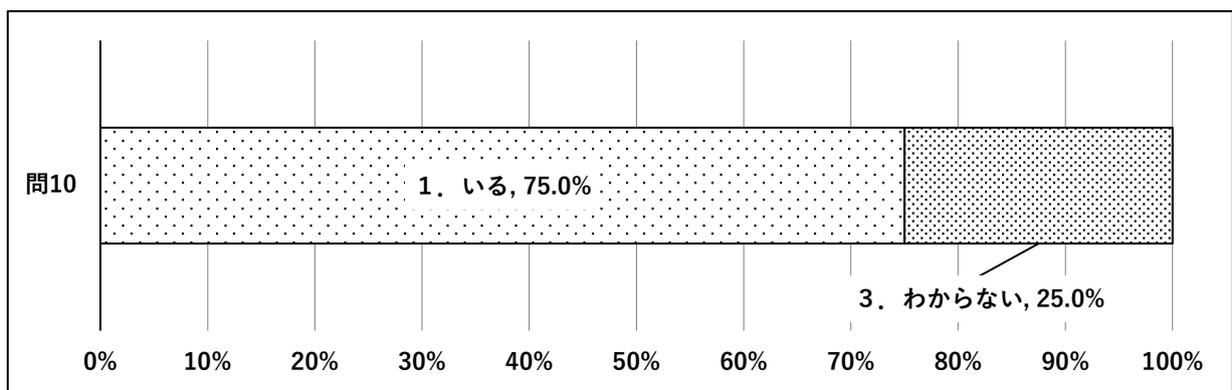
問8 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。



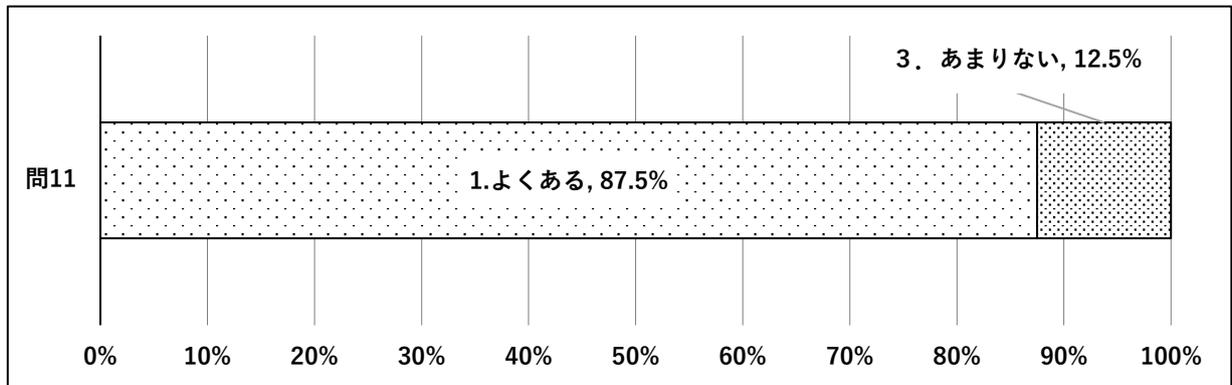
問9 この職員や児童相談所の人から、「こどもの権利」について説明されましたか。



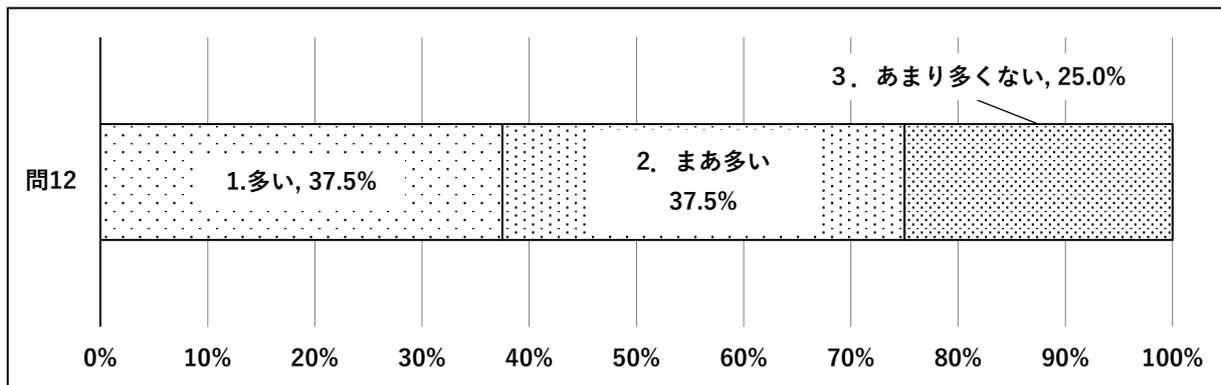
問10 この職員や児童相談所の人で、あなたがなんでも話せる人はいますか。



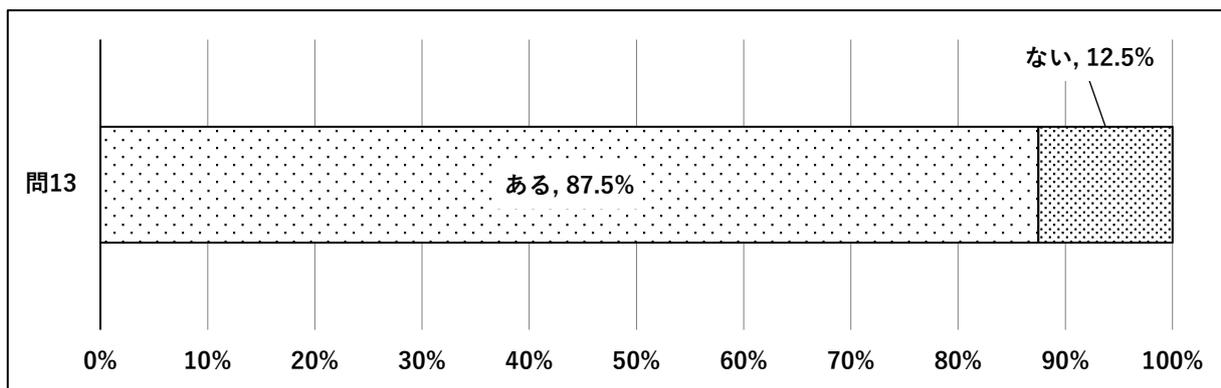
問11 この生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。



問12 自由に過ごせる時間は多いですか。



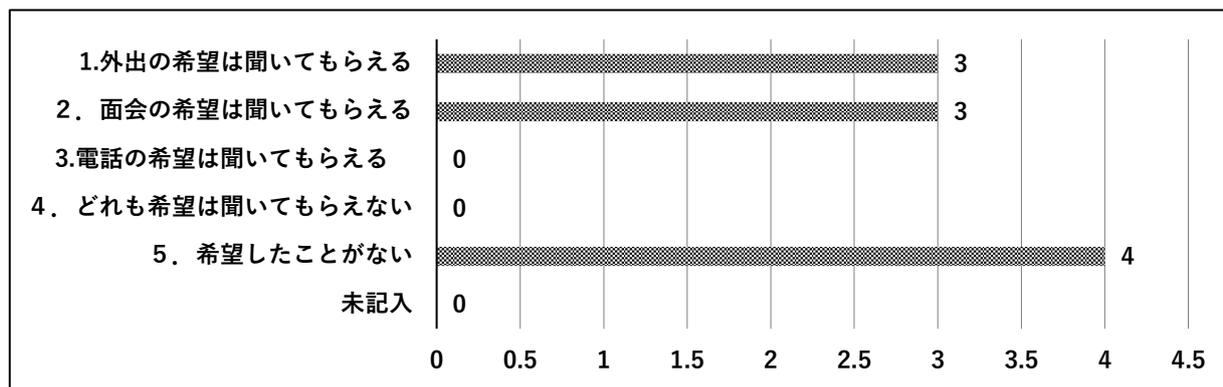
問13 自由時間で楽しいことはありますか。



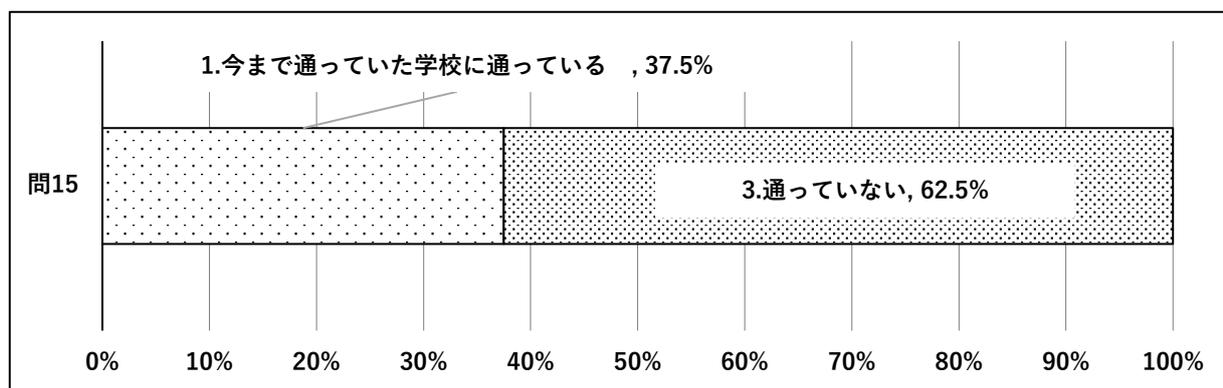
(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

| 具体的に |
|--------------------------------|
| ねる |
| はなすこと |
| 体育かんであそぶ |
| スライム作り りゆうはたのしいししょっかんがいいから。 |
| スライム |
| マンガよんでる時 |
| プラバンとかみんなであそんでるとき |

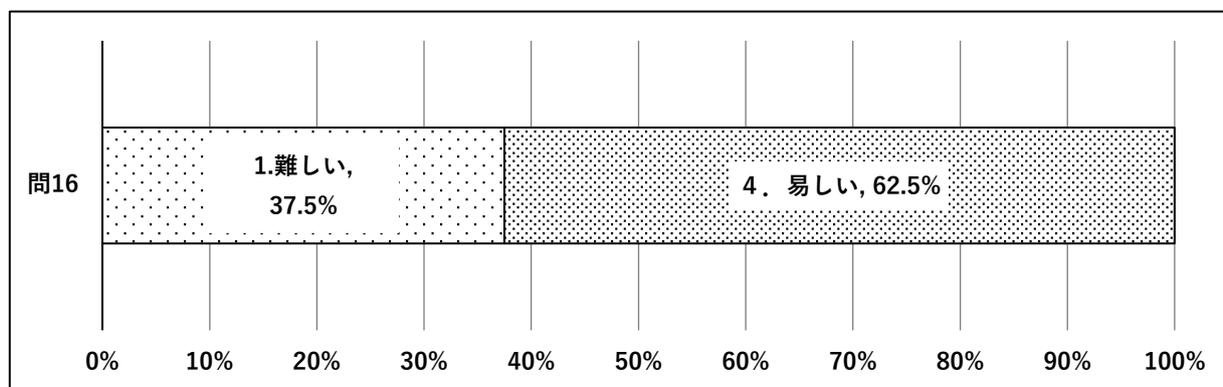
問14 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)



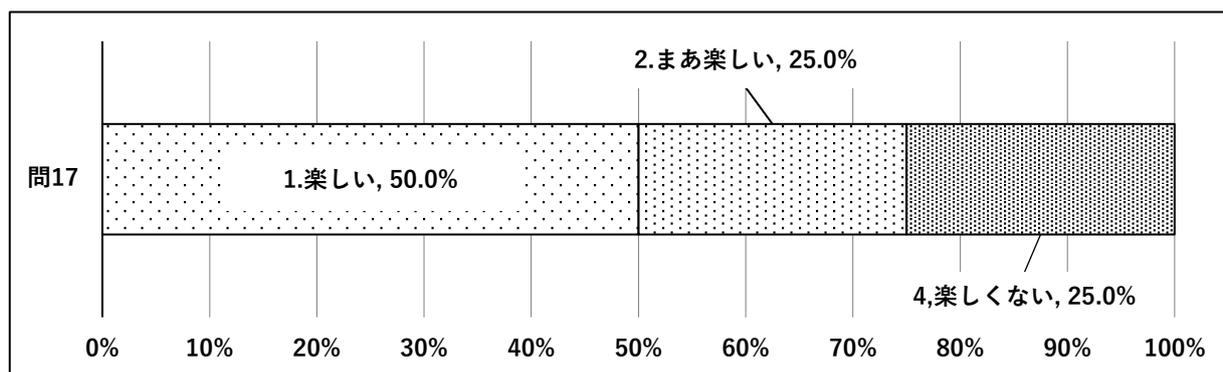
問15 ここから学校に通っていますか。



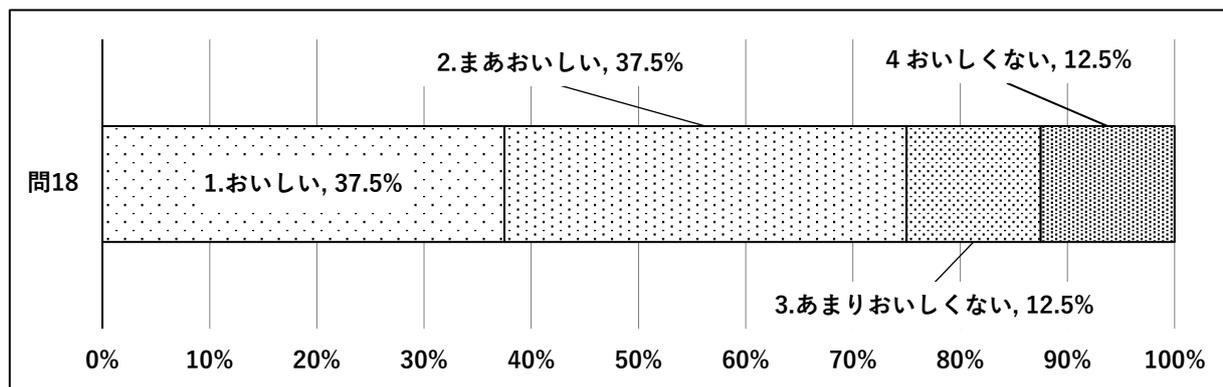
問16 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。



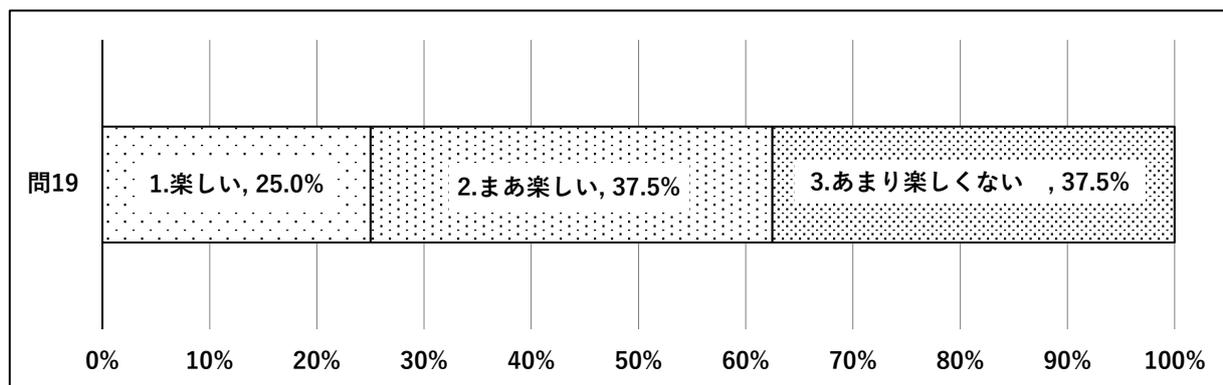
問17 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



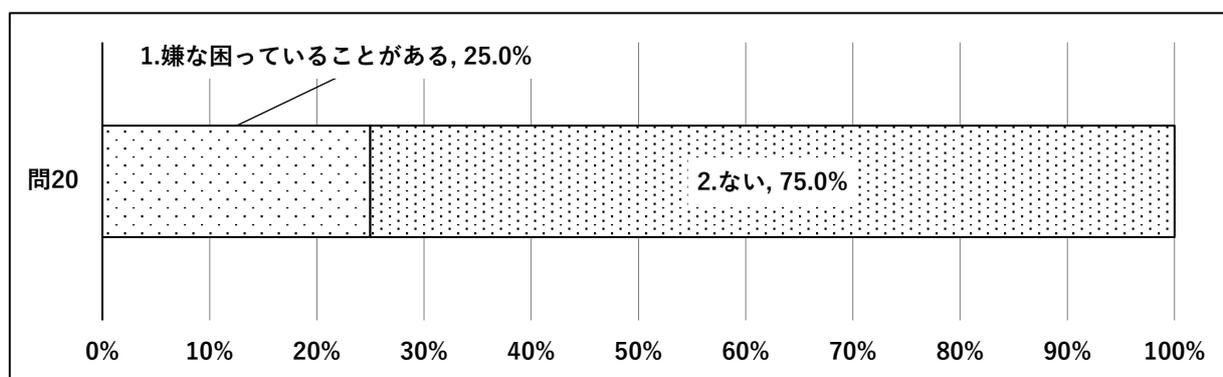
問18 食事はおいしいですか。



問19 食事の時間は楽しいですか。



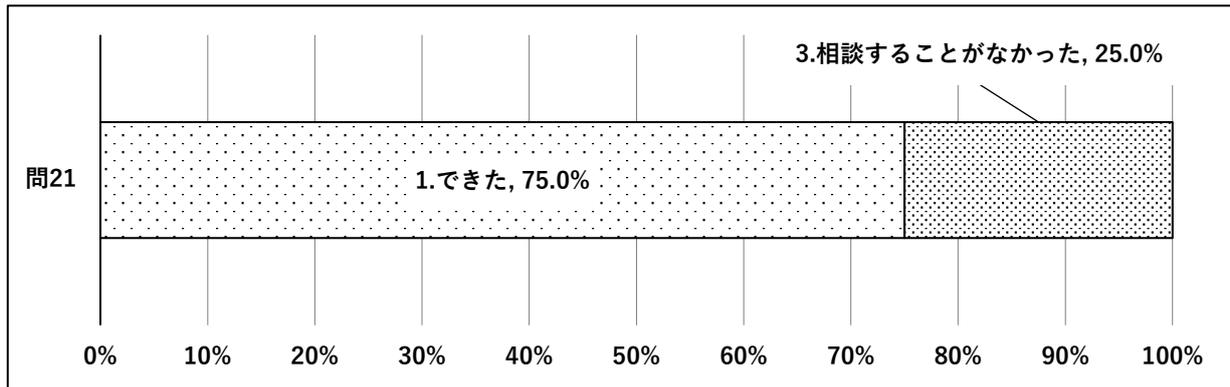
問20 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



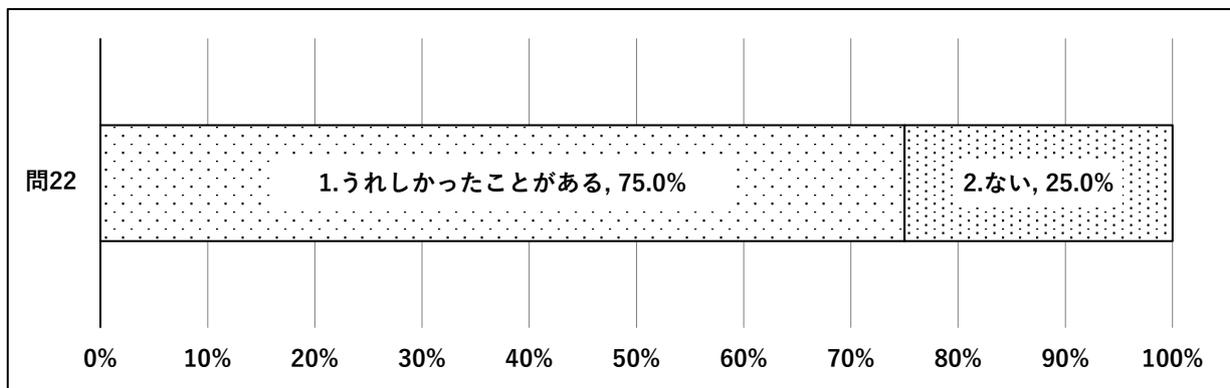
(嫌なことや困っていることについて)具体的にどのようなことですか。

| 具体的に |
|--------------------------------|
| 友だちがいやなことをしてくる わるぐち、にらんでくる。 |
| がっこうでバカってゆわれる。 |

問21 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。



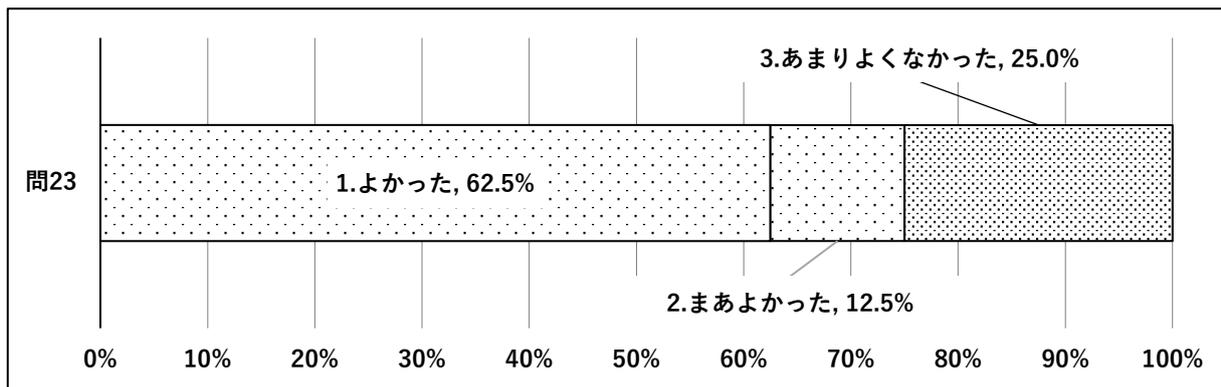
問22 ここでの生活でうれしかったことはありますか。



(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

| 具体的に |
|-------------------|
| 職員さんと話が合って盛り上がった時 |
| 面白い職員さんが、たくさんいた |
| 色々 |
| そうだんをきいてくれた。 |
| しょくいんが。 |
| みんなでスライムづくり♡ |
| 3時のおやつ |
| プラバンがせいこうしたこと |

問23 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。



問24 ここでの生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

| 具体的に |
|---|
| テレビゲームが増えたらひまもなくなるし、うれしいかもです。 |
| ない |
| しょくいんのたいようをよくしてほしい。 |
| スライムが3こつくれる。ふうせんが4つつくれる。○○さんがもっどってきてくれる！！ |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ヒップホップもおいてほしい ・マンガがすくない ・ごはんがまずい |
| としいえの人となかよくしたい |